

令和 7 年 2 月 6 日
子 ども ・ 若 者 部
子ども・若者支援課

世田谷区子どもの権利委員会条例

1 主旨

世田谷区子ども条例の一部を改正する条例第 39 条で定める、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制の整備等に関して、新たに「世田谷区子どもの権利委員会」を設置する。

「世田谷区子どもの権利委員会」は、学識経験者委員、公募区民委員、若者委員で構成する区長の附属機関として、教育委員会との連携・協力のもとで、世田谷区子ども・若者・子育て会議、児童福祉審議会、子どもの人権擁護機関「せたがやホッとこどもサポート」等の関係機関とも定期的に子どもの権利に関する課題を共有したうえで、区の実施する施策において子どもの権利が保障されているかを評価検証し、政策提言につなげる。

ついては、当委員会の設置に必要な規程を整備するため、世田谷区子どもの権利委員会条例案を令和 7 年第 1 回区議会定例会に提案する。

2 条例案

別紙のとおり

3 施行予定日

令和 7 年 4 月 1 日

4 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 2 月 区議会第 1 回定例会（条例案の提案）

4 月 条例施行

世田谷区子どもの権利委員会条例

(設置)

第1条 世田谷区子どもの権利条例（平成13年12月世田谷区条例第64号）第39条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として、世田谷区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 権利委員会は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障を推進するため、次に掲げる職務を行う。

- (1) 区長の要請を受け、又は自ら判断して、子どもの権利保障の状況について調査し、及び評価検証すること。
- (2) 前号の調査及び評価検証の結果を区長及び教育委員会に報告し、制度の改善等を提言すること。

(組織)

第3条 権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 権利委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、権利委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員及び調査員)

第6条 第3条の委員のほか、権利委員会に、特別の事項を調査させ、及び評価検証させるため必要があるときは、臨時委員及び調査員を置くことができる。

- 2 臨時委員及び調査員は、前項の規定による調査及び評価検証が終了したときは、解嘱される。

(会議)

第7条 権利委員会は、委員長が招集する。

2 権利委員会は、委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 権利委員会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（部会）

第8条 権利委員会は、専門的事項を調査し、及び評価検証するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員等をもって組織する。

（会議の公開）

第9条 権利委員会は、公開とする。ただし、権利委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

（意見聴取）

第10条 権利委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第11条 委員、臨時委員及び調査員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（提言の尊重）

第12条 区長及び教育委員会は、権利委員会から提言を受けたときは、これを尊重し、適切に対応しなければならない。

2 区長及び教育委員会は、前項の規定により対応した場合は、その結果を公表しなければならない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。